

10月25日(日)は 福島県知事選挙の投票日です。

投票日に用事がある方やレジャーや買い物などの私用で村外に出かけるという方は、役場内の村民ホールで期日前投票ができます。

棄権しないで投票しましょう。



【期日前投票】 10月9日(金)～10月24日(土)

投票時間	午前8時30分～午後8時
投票場所	湯川村役場「村民ホール」

【投票日】 10月25日(日)

投票時間	午前7時～午後6時
投票場所	<u>湯川村役場「村民ホール」</u>

期日前投票を行う場合は、入場券裏面の宣誓書に「日付・氏名・生年月日・住所」を書いてからご来場ください。スムーズに期日前投票ができます。



未来の選挙人である子どもたちと一緒にご来場ください。

法改正により、選挙人の同伴する子どもの投票所への入場が可能となりました。

※注意事項は以下のとおりです。

- 投票用紙への記載は選挙権のある方が行ってください。
- 投票箱への投函も選挙権のある方が行ってください。

☆先着順でお子様への
素敵なプレゼントを用意
してお待ちしています。



詳しくは、湯川村選挙管理委員会(0241-27-8800)にお問い合わせください。